

## アフターサービスについて

ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

**0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

### サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、基準価額、「保険料円貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別約定の運用状況などについて下記の書類を郵送します。

●ご契約状況のお知らせ・特別約定四半期運用レポート(年4回)

\*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別約定の運用状況を翌月下旬以降に郵送します。

●目標値到達による「定額の円貨建年金保険への移行」のお知らせ

\*ご契約時に「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時に郵送します。

\*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回郵送します。

## ご検討、お申込みの際は、「ご契約のしおり・約款」「特別約定のしおり」などを お読みください。

「ご契約のしおり・約款」「特別約定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。  
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>



## この保険商品のご検討の際は、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただきますが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合は照会先【第一フロンティア生命0120-876-126】までご連絡ください。

### その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

\*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。  
くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

**三井住友銀行**

株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1  
大崎ウイズタワー

第一フロンティア生命  
ホームページ

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

21年4月版

☎B20F0338(2021.2.4) F2565-10 '21年3月作成 4

# ダブル・フロンティア

年金原資確定部分付変額個人年金保険 (通貨指定型)



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

## 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

**三井住友銀行**

株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]

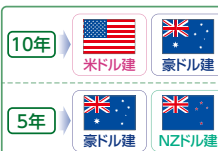
**第一フロンティア生命**  
第一生命グループ

# しくみと特徴

大切な資産だから、まもりたい。そして、ふやしたい。

## ステップ1 ご契約時

運用したい期間・通貨を選びます。



\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない運用期間・指定通貨・年金原資保証率があります。また、ご契約後に運用期間・指定通貨・年金原資保証率を変更することはできません。

米ドル建 10年 100%保証 を選んだ場合のイメージ図

### ステップ2 外貨での運用期間中 (10年または5年)

定額部分: 外貨建で年金原資の最低保証を得たい割合(年金原資保証率)を選びます。  
10年 ▶ 100% 105% 115%  
5年 ▶ 100%

変額部分: 定額部分の年金原資保証率に応じて、変額部分の割合が決まります。  
\*運用期間10年の場合、年金原資保証率が高いほど、定額部分の割合が高くなり、変額部分の割合が低くなります。

ご契約に適用される積立利率でふやします。▶ P9

市場環境に対応して、積極的に収益の獲得をめざします。

open 円建で目標値を設定したい! という方はこちらをお開きください。

だから運用を 定額部分 と 変額部分 に分けます。

## ステップ3 運用期間満了時

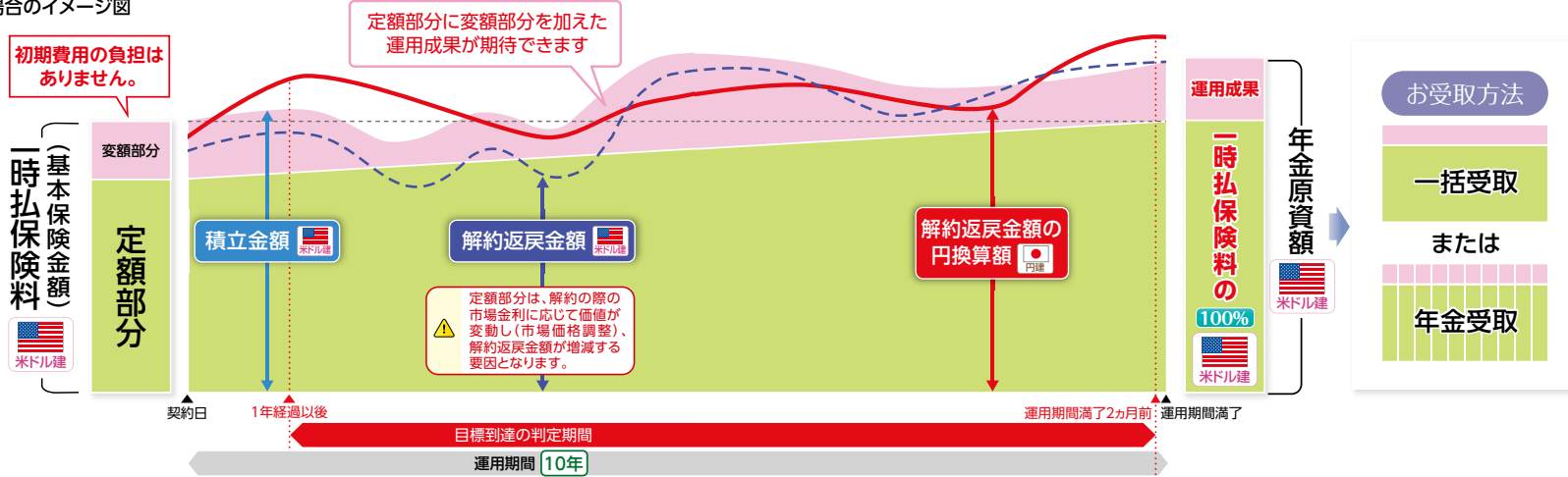
定額部分 は、ご契約時に選んだ年金原資保証率に基づき、一時払保険料(基本保険金額)の 100% 105% 115% を外貨建で最低保証します。

\*運用期間5年の場合、100%保証のみのお取扱いとなります。

⚠ 円建での保証はありません。

変額部分 の運用成果が期待できます。

\*運用状況によっては、ご契約時の一時払保険料の変額部分相当額を下回る可能性があります。



\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額および解約返戻金額などを保証するものではありません。

用語について	契約日	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。繰入日は、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日となり、特別勘定での運用は、その翌日から開始します。	変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
			定額部分	一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

### 死亡給付金額について

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、その日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金としてお支払いします。▶ P11

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶ P19~21

# しくみと特徴

大切な資産だから、まもりたい。そして、ふやしたい。

**ステップ1** ご契約時

運用したい期間・通貨を選びます。

10年 ▶ 米ドル建 豪ドル建  
5年 ▶ 豪ドル建 NZドル建

**ステップ2** 外貨での運用期間中 (10年または5年)

外貨建てで年金原資の最低保証を得たい割合(年金原資保証率)を選びます。

10年 ▶ 100% 105% 115%  
5年 ▶ 100%

ご契約に適用される積立利率でふやします。▶ P12

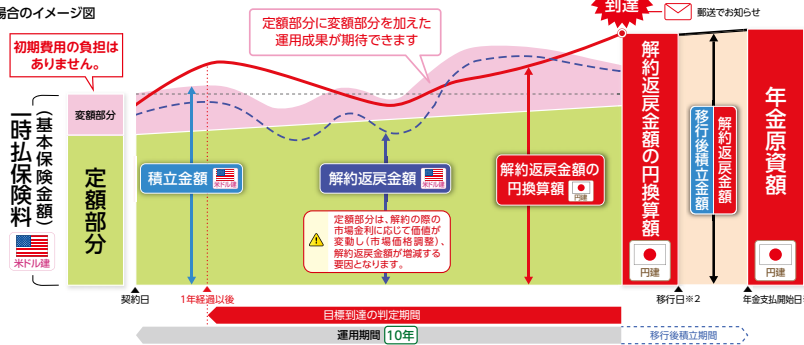
**定額部分** 定額部分の年金原資保証率に応じて、変動部分の割合が決まります。

**変動部分** 市場環境に対応して、積極的に収益の獲得をめざします。

※運用期間10年の場合、年金原資保証率が高いほど、定額部分の割合が高くなり、変動部分の割合が低くなります。

※ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いきれない運用期間・指定通貨・年金原資保証率があります。また、ご契約後に運用期間・指定通貨・年金原資保証率を変更することはできません。

米ドル建 10年 100%保証 を選んだ場合のイメージ図



※上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額および解約返戻金額などを保証するものではありません。

さらにふえたら早く受け取りたい方は円建てで目標値が指定できます。

**ステップ3** 目標値への到達時

目標値に到達した場合には、自動的に円建てで運用成果を確保し、受け取れます。

ご契約時に「目標到達時定額円建て年金保険移行特約」を付加する必要があります。  
(この特約は、ご契約後に付加することはできません)

- ご契約時に円換算の目標値(105%または110~200%の10%きざみ)を指定  
例 一時払保険料の円換算額※1 1,000万円 × 目標値 110% = 目標額 1,100万円  
※1 一時払保険料を第一フロンティア生命所定の為替レートで円換算した金額となります。▶ P14
- 1年経過以後、第一フロンティア生命が目標到達状況を毎営業日判定(判定期間)
- 解約返戻金額の円換算額 が目標値に到達 ⚠市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

目標到達 解約返戻金額については解約控除などもご参照ください。▶ P16~P19

到達判定日(目標値に到達した日)の解約返戻金額の円換算額をもとに、定額の円建て年金保険に移行します。移行後積立金額は、年金支払開始日\*3の前日まで当社所定の利率で積み立てます。

目標値に到達後の移行後積立期間にできること

いつでもご契約を解約して、解約返戻金額(円貨)のお受け取りができます。(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)

※2 定額の円建て年金保険に移行する日で、到達判定日の翌々営業日。  
※3 移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約当日。またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれが早く到来する日。

※目標値に到達後の移行後積立期間、金額を一般論として運用を行います。

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶ P19~21

# 定額部分と変動部分の運用のしくみ

**定額部分** 定額部分のみで、運用期間満了時には一時払保険料(基本保険金額)以上の年金原資額を外貨建てで最低保証します。  
※ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年金原資保証率があります。

契約時に確定した積立利率で運用するので、運用期間満了時の積立金額が確定します。

**変動部分** 特別勘定で運用し、定額部分に変額部分を加えた運用成果が期待できます

- 実質的に日本・米国・欧州・アジア・新興国の「株式」、日本・米国・欧州の「債券(国債)」、エネルギー・金属などの「商品」の3つの資産に投資を行います。
- レバレッジ取引\*を利用して、積極的に収益の獲得をめざします。▶ P17

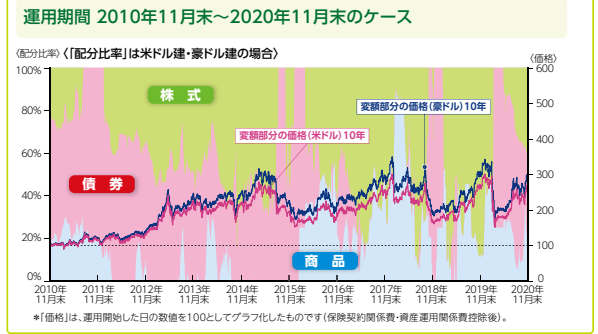
※少ない金額で効果的な運用を行ってみたいと思います。

**資産配分を毎日見直し**

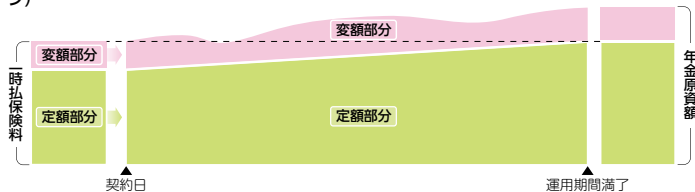
<b>株式</b> 日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式からの収益	<b>債券</b> 日本・米国・欧州の債券(国債)からの収益	<b>商品</b> エネルギーや金属などからの収益
---------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------

※特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

## 参考 変動部分の価格と各資産の配分比率シミュレーション



しくみ図(イメージ)



1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

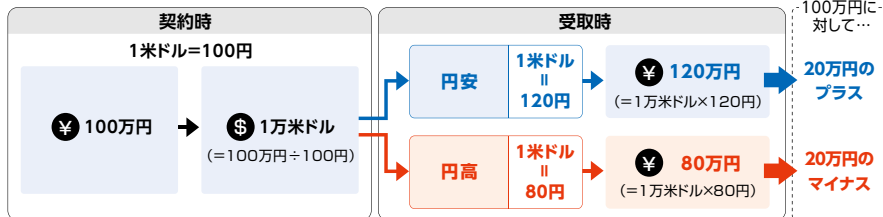


2 “円ベース”での保証はありません。



この商品は外貨建のため、死亡給付金額や運用期間満了時の年金原資額は、**円ベースで元本割れすることがあります**。

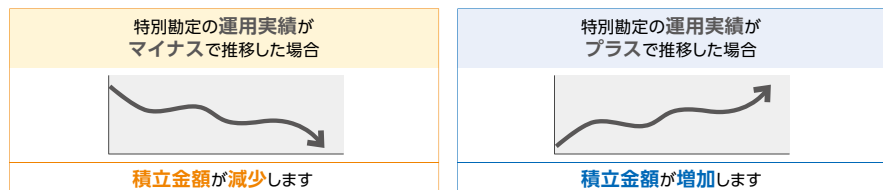
〈為替の影響の例〉\*実際にお取扱いできる金額とは異なります。



3 変額部分の積立金額は増減します。



〈投資リスク(積立金額の増減)イメージ〉



4 解約の際、定額部分の価値は増減します。



〈市場価格調整(定額部分の価値の増減)イメージ〉



\*「市場金利」の水準に基づいて、定額部分の価値の計算に適用する「積立利率」が算出されます。

5 運用期間中に解約した場合、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。



解約返戻金額の例(解約控除も加味)

指定通貨：米ドル、運用期間：10年、年金原資保証率：100%、積立利率：2.0%、  
一時払保険料：100,000米ドル

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率10.0%のとき

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返戻金額(米ドル)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	103,432	84,941	91,679	99,107
3年	110,950	95,952	101,506	107,510
5年	119,473	108,196	112,399	116,857
10年	146,507	145,607	145,607	145,607

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率0.0%のとき

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返戻金額(米ドル)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	101,642	83,151	89,889	97,317
3年	105,025	90,028	95,581	101,585
5年	108,545	97,268	101,471	105,928
10年	117,979	117,079	117,079	117,079

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率-10.0%のとき

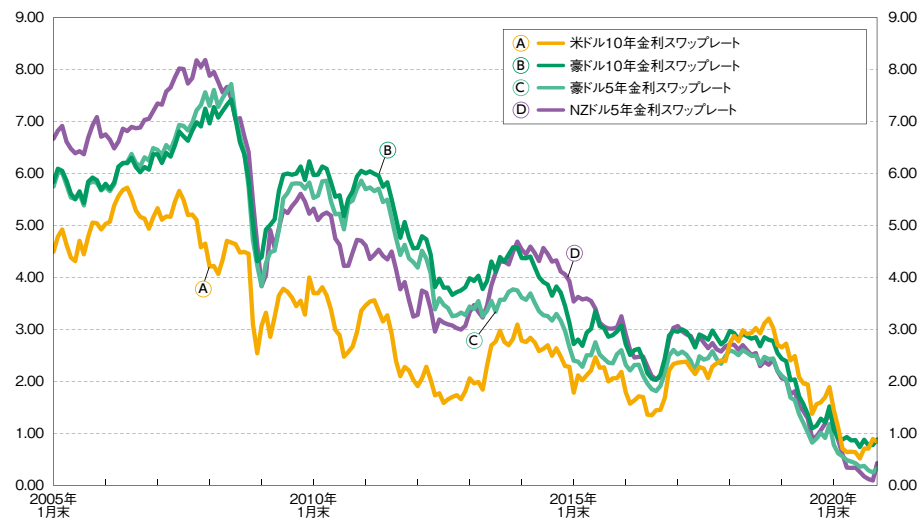
経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返戻金額(米ドル)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	99,852	81,361	88,099	95,527
3年	100,174	85,177	90,730	96,734
5年	101,214	89,937	94,141	98,598
10年	106,320	105,420	105,420	105,420

\*特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を控除した後の数値(年率)を表示しています。

\*上記の前提条件である、運用期間:10年の場合、解約控除率は、経過年数(1年未満)8.5%から(9年以上10年未満)0.9%まで1年ごとに低下していきます。

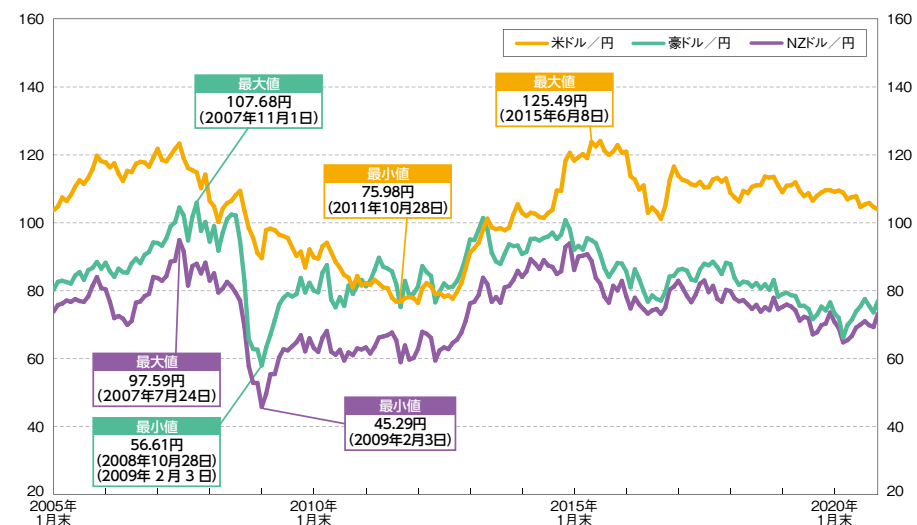
\*上表に記載の積立金額および解約返戻金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨ててにより表示しています。

積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移 (2005年1月～2020年11月末) (単位:%)



Bloombergデータをもとに作成  
\*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移 (2005年1月～2020年11月末) (単位:円)



Bloombergデータをもとに作成  
\*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)

## お手持ちの資金とお払い込みについて

この商品は外貨建ですが、一時払保険料を円または外貨(指定通貨)でお払い込みいただけます。お申込みにあたり、お手持ちの資金(通貨)ごとに、以下のいずれかのお払い込み方法をご選択いただけます。

指定通貨	お手持ちのご資金(通貨)	保険料円貨入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨		お申込みの撤回・ご契約の解除(クーリング・オフ)の際の返金通貨
			指定通貨	指定通貨への両替	
外貨 \$ 米ドル 豪ドル NZドル	円 ¥	付加する	円 ¥	第一フロンティア生命 <sup>※1</sup>	円 ¥
		付加しない	指定通貨 \$ 米ドル 豪ドル NZドル	銀行等 <sup>※2</sup>	指定通貨 \$ 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
指定通貨 \$ 米ドル 豪ドル NZドル	指定通貨	—	指定通貨 \$ 米ドル 豪ドル NZドル	—	指定通貨 \$ 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

※1 円貨でお払い込みいただく場合、円貨払込金額を第一フロンティア生命に着金した日の「保険料円貨入金特約」における為替レート(所定の為替手数料を反映)で指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。

※2 銀行等での両替にかかる諸手数料は、取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

### 「保険料円貨入金特約」について

くわしくは **P13** をご参照ください

### お申込みの撤回・解除(クーリング・オフ)について

くわしくは **P22** をご参照ください



お手持ちのご資金(通貨)が円貨で、「保険料円貨入金特約」を付加せず、銀行等で円貨を指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合は、指定通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。この場合、クーリング・オフに伴いご返金する通貨は指定通貨となります。そのため、返金された一時払保険料(指定通貨建)を円貨に両替する場合、為替相場の変動や金融機関所定の手数料などのご負担により、お払い込みいただいた当初の円資金を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

\*お手持ちのご資金(通貨)が指定通貨と異なる外貨で、銀行等で指定通貨に両替する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

## 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
定率部分	定額部分
運用実績連動部分	変額部分
解約返還金	解約返戻金
ニュージーランドドル	NZドル

## 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険の特徴について

- この保険は、一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の変額年金保険です。
- 基本保険金額に年金原資保証率\*を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで最低保証され、変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。

### (1) 定額部分について

第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率\*に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

※「基本保険金額」に対する「年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額」の割合で、この保険では、運用期間が10年(米ドル・豪ドル)の場合は100%、105%または115%、5年(豪ドル・NZドル)の場合は100%となります(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年金原資保証率があります)。

### (2) 変額部分について

特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

- 積立利率とは、定額部分の積立金に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)、通貨および運用期間ごとに設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率を差し引きます。▶P23

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

- 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。

- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の付加により、「基本保険金額の円換算額」に対する「解約返戻金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円建年金保険に移行します(移行後の積立金額は、当社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます)。

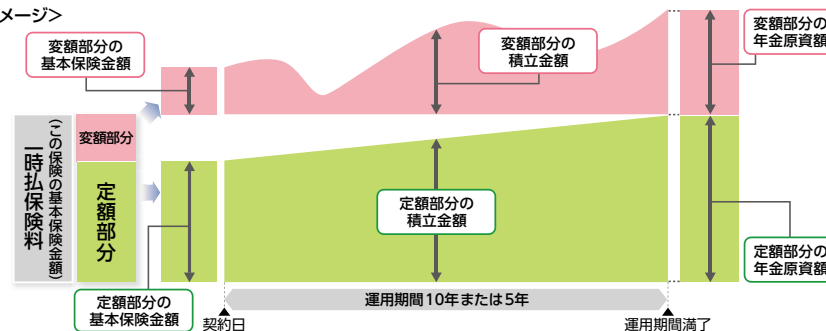
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1~3 をご参照ください。

## 3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P19~21

## 4 定額部分と変額部分の2つの部分に分けた運用について

<イメージ>



### (1) 定額部分

$$\text{定額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{定額部分の割合} \times \frac{\text{年金原資保証率}(100\%、105\% \text{または} 115\%)}{(1 + \text{適用される積立利率}) \times \text{運用期間(年数)}}$$

- 定額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定額部分に充当する金額のことをいい、定額部分の年金原資額(基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額)を確定するためご契約の際に必要な金額を、適用される積立利率を用いて計算します。
- 定額部分の積立金額とは、定額部分の基本保険金額と同額をもとに、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことをいいます。

### (2) 変額部分

$$\text{変額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額}$$

- 変額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち変額部分に充当する金額のことをいい、この保険の基本保険金額から定額部分の基本保険金額を差し引いて計算します。
- 変額部分の積立金額とは、変額部分の基本保険金額と同額を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。

### ご参考 定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例

運用期間：10年、指定通貨：米ドル、年金原資保証率：100%  
一時払保険料(この保険の基本保険金額)：100,000米ドル、適用される積立利率：2.0%の場合



$$\begin{aligned} \text{定額部分の基本保険金額} &= 100,000 \text{米ドル} \times \frac{100\%}{(1 + 2.0\%)^{10}} \\ &= 100,000 \text{米ドル} \times 82.1\% (\text{小数第2位を切り上げ}) \\ &= \mathbf{82,100 \text{米ドル}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変額部分の基本保険金額} &= 100,000 \text{米ドル} - \mathbf{82,100 \text{米ドル}} \\ &= \mathbf{17,900 \text{米ドル}} \end{aligned}$$

## 5 保障内容について

### 年金

- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢※
確定年金	 <p>年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。</p>	〈運用期間10年〉 10歳～90歳 〈運用期間5年〉 5歳～90歳
一括受取 (年金原資額の一括支払)	 <p>年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。 年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>	

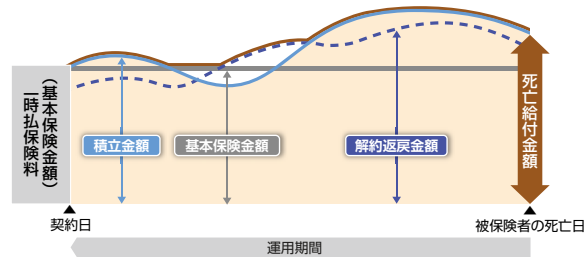
※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- 年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 年金原資額、年金受取期間、年金支払開始日の市場環境などの状況によっては、年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、3,000NZドル、円貨の場合は30万円に満たない場合があります。その場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。
- 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

### 死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

<イメージ>



\*上記のしくみ図は、定額部分および変動部分を分けずに記載しています。

- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは「P15」をご参照ください。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、定額の円建年金保険への移行後に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における移行後積立金額となります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

## 6 ご契約のお取扱いについて

運用期間	10年	5年								
指定通貨	米ドル・豪ドル	豪ドル・NZドル								
年金原資保証率	100%・105%・115%	100%								
基本保険金額 (一時払保険料 または払込金額)	最低	<table border="1"> <tr> <td>米ドル</td> <td>20,000米ドル</td> <td>豪ドル</td> <td>20,000豪ドル</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>20,000豪ドル</td> <td>NZドル</td> <td>20,000NZドル</td> </tr> </table>	米ドル	20,000米ドル	豪ドル	20,000豪ドル	豪ドル	20,000豪ドル	NZドル	20,000NZドル
	米ドル	20,000米ドル	豪ドル	20,000豪ドル						
豪ドル	20,000豪ドル	NZドル	20,000NZドル							
最高	「保険料円貨入金特約」を付加する場合 円 200万円 *保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、NZドル：1NZドル、円：1万円です。									
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～80歳	0歳～85歳								
年金受取開始年齢 (年金支払開始日における被保険者の満年齢)	10歳～90歳	5歳～90歳								
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定									
死亡給付金受取人 後継年金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。									
年金受取期間の変更	年金支払開始日以前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。									
年金支払開始日の変更	年金支払開始日の繰延べを取り扱います。									
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。									
解約	解約返戻金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返戻金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返戻金額を計算します。									
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。								
	減額	取り扱いません。								
契約者貸付	取り扱いません。									

## 7 配当金について

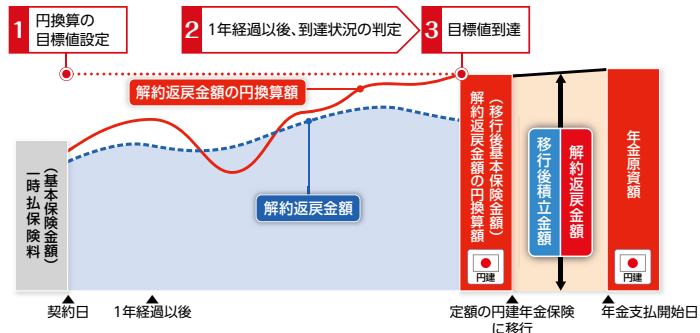
- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 8 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

目標値到達時 定額円貨建 年金保険 移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>ご契約時のみ付加できます(ご契約後に付加することはできません)。</u></li> <li>■ 「一時払保険料の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返戻金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円建年金保険に移行します。</li> </ul>
保険料 円貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料を円貨でお払い込みいただけます。</li> <li>■ 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>* 着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</li> </ul>
円貨支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年金、死亡給付金、解約返戻金などを円貨で受け取ることができます。</li> <li>■ 年金などのご請求の際に付加できます。</li> <li>■ 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</li> <li>■ 円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限ります。</li> <li>また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることができません。</li> <li>年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。</li> </ul>
死亡給付金等の 年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■ 年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■ 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。</li> </ul>
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■ 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■ 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。ご契約の内容は、第一フロンティア生命より保険契約者代理人宛に郵送でお知らせします。</li> <li>■ 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「ご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>

■ 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



\* 上記のしくみ図は、定額部分および変動部分を分けずに記載しています。

\* 下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

### 1 円換算の目標値設定

105%または110~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値
外貨(指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 ↑ 一時払保険料(指定通貨建) × 判定基準為替レート※(TTM+50銭)

※ 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。

■ 「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。

\* 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

### 2 到達状況の判定

解約返戻金額の円換算額が、上記 1 「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間	解約返戻金額の円換算額
契約日から1年経過以後より運用期間満了日の2カ月前まで	解約返戻金額(指定通貨建) × 目標値判定為替レート(TTM-50銭)

■ 目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

### 3 目標値到達

運用成果を円建で確保し、自動的に定額の円建年金保険に移行します。

■ 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に、到達判定日の「解約返戻金額の円換算額」を移行後基本保険金額とする定額の円建年金保険に移行します。

■ 移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)、当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を移行後積立金額といいます)。

■ 年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。

■ 年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額の一括受取または年金受取ができます。

\* 解約および年金原資額の一括受取の税務のお取扱いにつきましては、契約日からの年数により異なります。▶P28

(なお、5年以内の場合は源泉分離課税の対象として、源泉徴収されます)

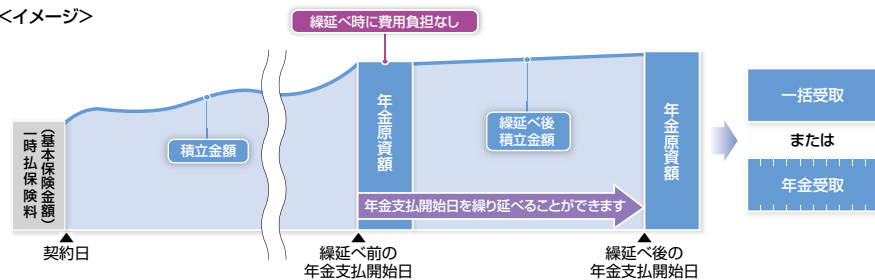
■ 移行後積立期間には、ご契約を解約して移行後積立金額をお受取りいただけます(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。



## 9 年金支払開始日の繰延べについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- 繰延べ期間では、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りいただけます(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建年金保険に移行した場合であっても、年金支払開始日を繰り延べることができます。ただしこの場合、繰延べ期間は最長1年となります。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

<イメージ>

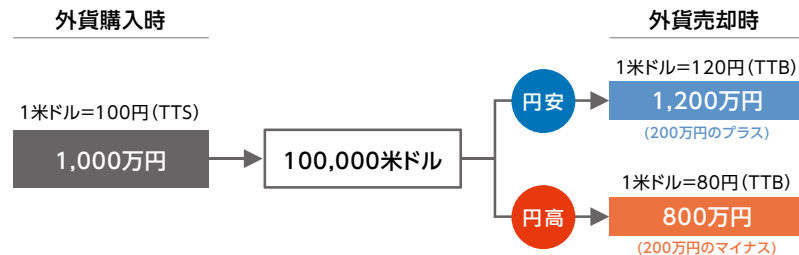


\*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。

## 10 為替リスクについて

- くわしくは「P21」をご参照ください。

### 為替の影響の例(米ドルの場合)



- TTS (対顧客電信売相場) …お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTB (対顧客電信買相場) …お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- \*為替相場に変動がない場合(TTMが同値の場合)でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
- \*TTM (対顧客電信売相場) … TTS (対顧客電信売相場) と TTB (対顧客電信買相場) の中間の値です。

## 11

## 解約返戻金について

(解約する場合や、目標値に到達して定額の円建年金保険に移行する場合など)

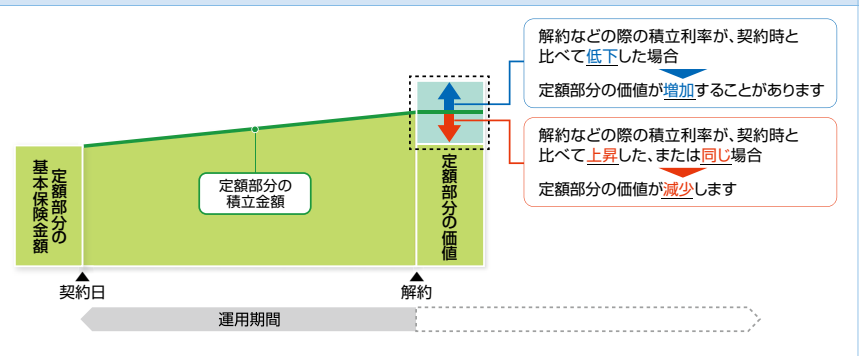
- 解約返戻金は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返戻金額} = \left[ \text{定額部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$$

### 市場価格調整(定額部分の積立金額に適用されます)

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返戻金額が増減します。

### 定額部分の価値の増減イメージ



- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返戻金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right\}^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

- \*「適用されている積立利率」とは、解約返戻金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。
- \*「解約返戻金計算日の積立利率」とは、解約返戻金計算日にこの保険の一時払保険料(充当金)を当社が受領し、この保険と同一の年金原資保証率、運用期間、通貨および特別勘定が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率とします。
- \*「残存月数」とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建年金保険への移行後は市場価格調整を行いません。

### 解約控除

- 解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{解約控除率} \text{ (P19) } \text{ をご参照ください}$$

- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建年金保険への移行後は解約控除はかかりません。

- ⚠ ● 市場価格調整および解約控除により、**ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。**
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 12 変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■ 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

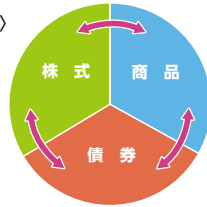
特別勘定の名称	グローバル分散型 SMBC(米ドル)	グローバル分散型 SMBC(豪ドル)	グローバル分散型 SMBC(NZドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド13VA (適格機関投資家限定)	DIAM世界アセットバランスファンド10VA (適格機関投資家限定)	DIAM世界アセットバランスファンド27VA (適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社		
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 <b>年率0.22%(税込)</b> の1/365を毎日控除します。		
投資方針	日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。		

### 主な運用のしくみ

POINT 1 「株式」「債券(国債)」「商品」の3つの資産に投資を行います。

“より高い収益を追求したい”  
一方で  
“リスクはできる限り抑えたい”  
2つのニーズを満たすよう最適な配分に日々見直します。

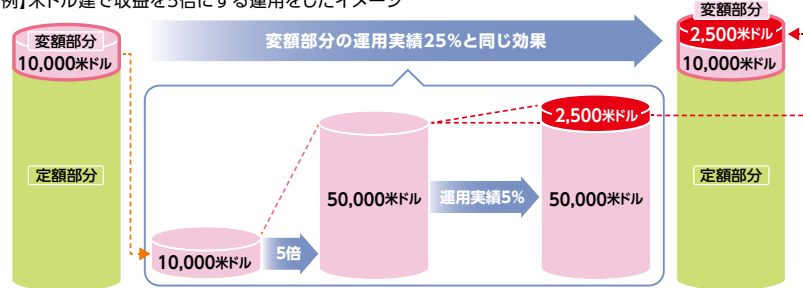
(イメージ)



POINT 2 レバレッジ取引を利用して、積極的に収益の獲得をめざします。

収益および損失を最大で約10倍※1にする運用をします。 ※1 約10倍を上限として毎日見直します。

【例】米ドル建てで収益を5倍にする運用をしたイメージ



(レバレッジ取引)

少ない金額で効果的な運用を行うしくみを行います。  
このしくみで、ボラティリティ※2が年率35%になるように日々見直します。  
※2 資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。

このしくみにより、**基準額は大きな価格変動をとまいません**。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、**大きな損失となる可能性もあります**。変額部分がゼロになる可能性はありますが、それ以上マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

■ 主な投資対象の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資対象	構成要素
株式	BNPパリバ 日本株先物指数
	BNPパリバ 米国株先物指数
	BNPパリバ 欧州株先物指数
	BNPパリバ 香港株先物指数
	iシェアーズ MSCI エマージングマーケット ETF
債券	BNPパリバ 日本国債先物指数
	BNPパリバ 米国債先物指数
	BNPパリバ 欧州国債先物指数
商品	S&P GSCI エネルギーダイナミック・ロールエクセスリターン指数
	S&P GSCI 産業金属ダイナミック・ロールエクセスリターン指数
	ブルームバーグ商品指数
	S&P GSCI ゴールドエクセスリターン指数

\* 各資産の構成要素については、実質的に指定通貨買いの為替取引を行い、対指定通貨での為替ヘッジを行います。  
\* 法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加/削除される場合があります。

■ 変額部分の主な投資リスクはつぎのとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■ 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

## 13 お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは P19-20 をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

**！ お客さまに負担していただく諸費用について**

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

**運用期間中**

①変額部分における費用

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費</b> 死亡給付金の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 <b>1.85%</b>	左記の年率の1/365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
<b>資産運用関係費*</b> 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して 年率 <b>0.22%(税込)</b>	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

\*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。

なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2021年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

②定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

■特定のご契約者に負担していただく費用

運用期間中にご契約を解約する場合や、「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、定額の円建年金保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
<b>解約控除</b> ご契約の解約などの際に必要な費用です。	この保険の基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

**解約控除率**

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	
	運用期間	10年	8.5%	7.7%	6.8%	6.0%	5.1%	4.3%	3.4%	2.6%	1.7%
	5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	-	-	-	-	-

\*移行後積立期間中に解約した場合、解約控除はかかりません。

**年金受取期間中**

項目	費用
<b>保険契約関係費 (年金管理費)*</b> 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <b>0.4%</b> (円貨で年金を受け取る場合は <b>最大0.35%</b> )

\*年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2021年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

**通貨を換算する場合の費用**

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

\*上記の為替レートは、2021年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

**外貨のお取扱いにかかる費用について**

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返戻金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

\*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

## ⚠ 変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- 変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容をご確認ください。

## ⚠ 解約する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

定額部分について市場価格調整(▶P16)をご参照ください)を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## ⚠ 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

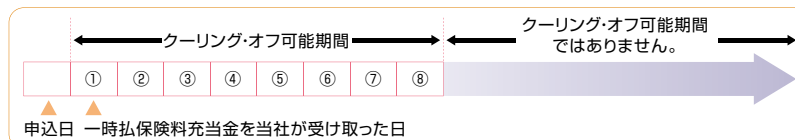
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1**であれば、**書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2**ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

- 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約のお申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-xxxx-○○○○
お払いいただいた金額・通貨	〇,〇〇〇,〇〇〇 (米ドル・豪ドル・NZドル・円)
ご本人名義の返金口座※4	〇〇銀行 〇〇支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払いいただいた通貨となります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※5	円貨※6	円貨※7
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※8	外貨※9

※5 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。

※6 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。

※7 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※8 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。

また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※9 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。

ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れることがあります**。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料

③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

## 2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者からの告知は必要ありません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。  
\*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 3 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額となります。

積立利率は、運用期間に応じた指定通貨の金利スワップレートを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率を差し引いた利率となり、この保険では定額部分に適用されます。

## 4 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日に一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

## 5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 6 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返戻金額はつぎの影響をうけます。
  - ① 特別勘定の運用実績
  - ② 市場価格調整
  - ③ 解約控除
  - ④ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート解約返戻金額の計算方法などくわしくは▶P16をご参照ください。

## 7 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく「解約返戻金額の円換算額」で行います(「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合)

## 8 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは▶P21をご参照ください。

## 9 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 11 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

- 預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

## 12 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません

- 保険料を借入金で調達した場合、解約返戻金額などが借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。このため、保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 13 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者による旨お知らせします。

## 14 特別勘定群などが、「ダブル・フロンティア」とは異なる商品があります

- 「ダブル・フロンティア」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が異なる商品をお取り扱いする募集代理店があります。
- 積立利率は、指定通貨および運用期間ごとに設定されます。募集代理店によって選択いただける指定通貨および運用期間が異なるため、積立利率も異なります。
- くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)またはお客さまサービスセンター(0120-876-126)までご連絡ください。

## 15 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

## 16 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 17 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 18 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00  
(土日・祝日、年末年始などの休日を除く)

## 19 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2021年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。

また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

### 外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

\*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

\*「円貨支払特約」または「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金、解約返戻金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
解約返戻金	源泉分離課税となる場合	解約返戻金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
年金原資額の一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)

\*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

\*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

### ご契約時

■お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

\*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

## 運用期間中および移行後積立期間中

■解約時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

### 年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一括支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(受取額) (払込保険料) (50万円)

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。